

農地の売買、贈与、貸借等の許可（農地法第3条）

農地を買いたい(売りたい)方、農地を借りたい(貸したい)方、農業をやってみたい方
まずは、農業委員会へご相談ください!

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第3条に基づく農業委員会（または都道府県知事）の許可が必要です。この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。

〔 なお、農地の売買、貸借については農業経営基盤強化促進法に基づく方法もあります。
詳しくは農業委員会にお問い合わせください。 〕

○ 農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

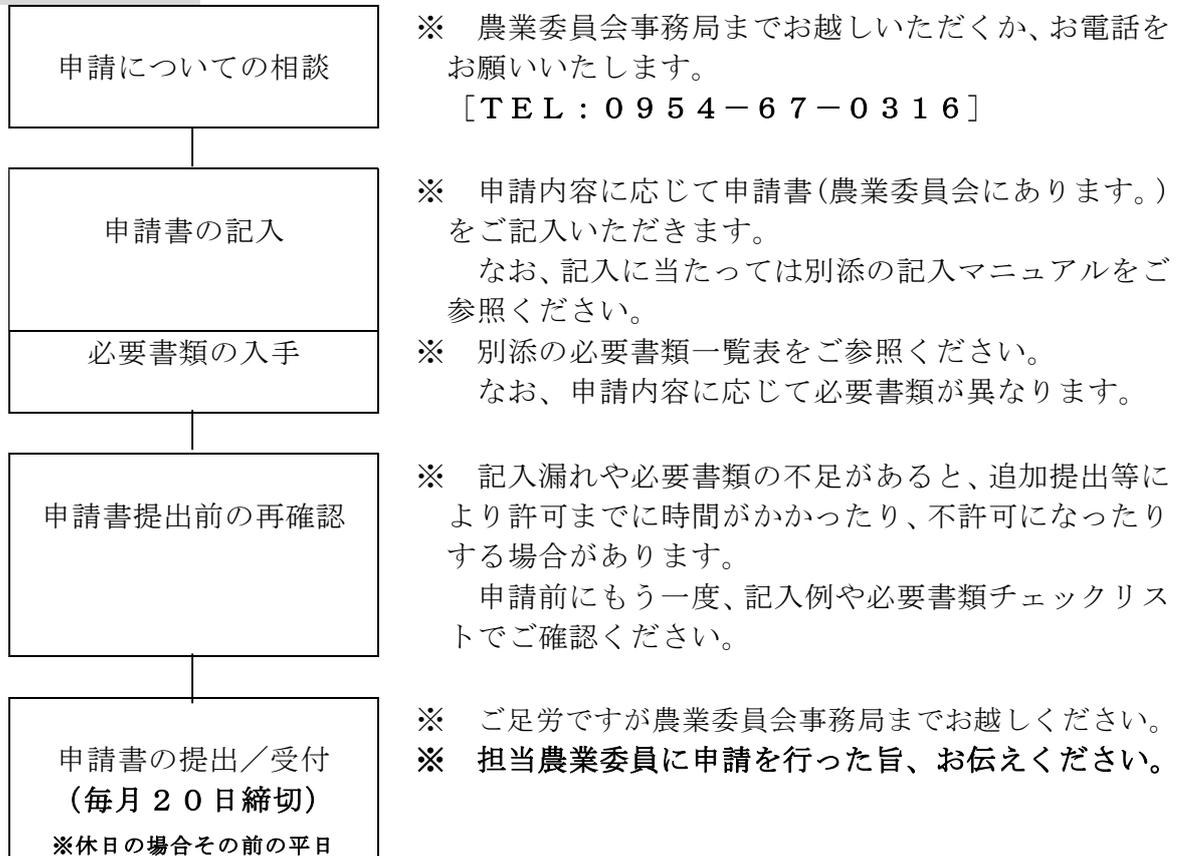
- ・ 権利を取得する者（借り手や買い手）またはその世帯員等が保有している農地、今回の申請農地も含むすべての農地を効率的に耕作すること（全部効率利用要件）
- ・ 権利を取得する者またはその世帯員等が耕作に必要な農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）
- ・ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）
- ・ 法人の場合は、農地所有適格化法人の要件を満たすこと（農地所有適格化人要件）

※令和5年4月1日より農地法の下限面積要件がなくなりました。

○ 農地法第3条許可事務の流れ

- ・ 農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどをご説明いたします。
- ・ 太良町農業委員会では、申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を30日と定め、迅速な許可事務に努めております。
なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

申請者の方の流れ



農業委員会等の流れ (農業委員会総会の開催日は申請書受付締切日の翌月1日頃です。)

